

電気需給約款

[高圧および特別高圧]

2024年10月1日実施

オリックス株式会社

電気需給約款

目 次

I.	総則	4
1	対象となるお客さま	4
2	需給約款の変更	4
3	定義	4
4	単位および端数処理	5
5	実施細目	5
II.	契約の締結	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需要場所	6
9	需給契約の単位	6
10	供給の開始	7
11	供給の単位	7
12	需給契約書の作成および調印, 書面交付, 権利移転, 情報開示	7
13	反社会的勢力の排除	7
III.	契約種別および料金	9
14	契約種別	9
15	業務用高压電力	9
16	業務用特別高压電力	10
17	産業用高压電力	11
18	産業用特別高压電力	13
19	臨時電力	13
20	特別高压臨時電力	14
21	農事用電力	14
22	特別高压農事用電力	15
23	自家発補給電力	15
24	特別高压自家発補給電力	18
25	予備電力	21
26	特別高压予備電力	21
27	力率割引および割増し	22
28	料金修正の協議	22
IV.	料金の算定および支払い	24
29	料金の適用開始の時期	24
30	検針日	24
31	料金の算定期間	24
32	使用電力量等の計量	24
33	料金の算定	24
34	日割計算	24
35	料金の支払義務および支払期日	24
36	料金その他の支払方法	25
37	延滞利息	26
38	保証金	26
V.	使用および供給	27
39	適正契約の保持	27
40	契約超過金	27
41	力率の保持	27
42	需要場所への立入りによる業務の実施	27
43	電気の使用にともなうお客さまの協力	27
44	供給の停止および解約	28
45	供給停止の解除	29
46	供給停止期間中の料金	29
47	違約金	29

4 8	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	29
4 9	意図的に削除.....	29
5 0	損害賠償の免責.....	29
5 1	設備の賠償.....	29
VI.	契約の変更および終了.....	30
5 2	需給契約の変更.....	30
5 3	名義の変更.....	30
5 4	需給契約の廃止.....	30
5 5	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算.....	30
5 6	需給契約消滅後の債権債務関係.....	31
VII.	供給方法および工事.....	32
5 7	需給地点および施設.....	32
5 8	計量器等の取付け.....	32
5 9	通信設備等の施設.....	32
VIII.	工事費の負担.....	33
6 0	一般供給設備の工事費負担金.....	33
6 1	工事費負担金の申受けおよび精算.....	33
6 2	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.....	33
6 3	工事費等に関する契約書の作成.....	33
IX.	保安.....	34
6 4	保安の責任.....	34
6 5	保安等に対するお客さまの協力.....	34

附則
別表

I. 総則

1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）は、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、当社が電気を供給するすべての地域のお客さまを対象といたします。なお、特定の地域のみを対象とする条件がある場合には別途定めます。
- (3) 当社は、お客さまに対する電気の供給に先立ち、一般送配電事業者（お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年六月一八日法律第七二号）による改正後の電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（以下「電気事業法」といいます。）第2条第1項第9号の一般送配電事業者をいいます。）に対し、一般送配電事業者の託送供給等約款（接続送電サービス）、（臨時接続送電サービス）および（予備送電サービス）に基づいて送電を委託します。この手続にあたり、お客さまには託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。なお、託送供給等約款における接続送電サービスとは、当社が発電および調達した電気を一般送配電事業者がいったん受け取り、送電ネットワークを通じて、お客さまの需要場所に届けるとともに、不足する電気をバックアップするサービスをいいます。
- (4) 当社による供給開始前にお客さまに電気を供給していた小売電気事業者（電気事業法第2条第3号の小売電気事業者をいいます）に対して、必要に応じて、お客さまに需給廃止の手続を行なっていただきます。

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 消費税、および地方消費税の税率が変更された場合には、この需給約款の変更なく、自動的に当該変更を反映した料金が適用されるものとします。具体的には、税率変更の直前の時点で有効な料金表に基づく料金を、 $(1 + (\text{変更前の消費税率} + \text{同地方消費税率}))$ で割った上で、 $(1 + (\text{変更後の消費税率} + \text{同地方消費税率}))$ を乗じた金額が適用されるものとします。
- (3) この需給約款を変更する場合には、当社のホームページへの掲載その他の方法によりお知らせいたします。
- (4) この需給約款を変更する場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称および住所、契約年月日並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。ただし、変更の内容が、法令（通達・ガイドラインを含む。）の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のこの需給約款の実質的な変更を伴わないものである場合には、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

3 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 7,000 ボルトを超えるものであって、地域ごとに当社が別途定める電圧をいいます。
- (3) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (11) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (12) アンシラリーサービス
お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続されることにともない、一般送配電事業者が行う周波数維持に係るサービスをいいます。
- (13) 夏季
地域ごとに料金表で定める期間をいいます。
- (14) その他季
地域ごとに料金表で定める期間をいいます。
- (15) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (17) 託送供給等約款
一般送配電事業者が実施する託送供給等約款をいいます。ただし、一般送配電事業者が託送供給等約款を変更した場合は、変更後のものをいいます。
- (18) 旧一般電気事業者
お客さまの需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）により改正される前の電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 2 条第 2 号に定義する一般電気事業者であった者、または当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第 2 条第 2 号の小売電気事業を承継した者をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目の事項およびこの需給約款により難い特別な事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送供給等約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社および一般送配電事業者所定の様式によって申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約種別については、原則として当社による電気の供給開始前に既に選択していた種別と同一とし、これによりがたい場合は当社と協議し決定された種別といたします。
- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、一般送配電事業者の実施する工事に影響を及ぼす用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社を通じて照会していただき、当社を通じて一般送配電事業者に対して工事の申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力または特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電力または特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了の2月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、供給者から契約条件の変更に係る意思表示がなされた場合において、需給契約の更新後の条件に係る協議が不調のままに推移した場合、需給契約は更新後の条件をお客さまに提示した日から3月を経過した日（当該日が期間満了日以降の日となる場合は、期間満了日時点の契約条件で一旦更新がなされる）をもって終了するものとし、すみやかにお客さまは他の電気事業者へ電気供給を申し込み、当社はその手続に必要な協力を行なうものといたします。
 - ハ 臨時電力または特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
 - ニ 需給契約が更新される場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間、小売電気事業者の名称および住所、契約年月日並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

8 需要場所

需要場所の単位は、託送供給等約款（発電場所および需要場所）の定めによります。

9 需給契約の単位

- (1) 当社は、託送供給等約款（供給および契約の単位） / （契約および託送供給等の単位）にしたがい、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。
- (2) 1需要場所において、次の2以上の契約カテゴリを契約する場合または次の契約カテゴリとこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力または特別高圧臨時電力、農事用電力または特別高圧農事用電力、自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力、予備電力または特別高圧予備電力
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

1 0 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまから需給契約の申込にかかる書面を受領後、一般送配電事業者と調整を行い、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給契約成立後、需給契約書に定める需給開始日に電気を供給いたします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者に対するお客さまごとの託送供給申込の事務混雑、一般送配電事業者が行なう供給設備施設に影響を与える天候、用地交渉、停電交渉等、その他当社の責によらない事情によるやむをえない理由によって、需給契約書に定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて一般送配電事業者と調整のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 当社または一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために、お客さまに必要な用地の確保等について協力していただきます。

1 1 供給の単位

当社は、託送供給等約款（供給および契約の単位） / （契約および託送供給等の単位）にしたがい、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2) の場合
- (2) 25（予備電力）(1) イおよびロをあわせて契約する場合、または 26（特別高圧予備電力）(1) イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) スポットネットワーク方式で電気を供給する場合（なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。）
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合

1 2 需給契約書の作成および調印、書面交付、権利移転、情報開示

- (1) お客さまと当社の間で、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成し、全当事者が合意のうえ需給契約書にお客さまと当社が調印したとき（需給契約書を電磁的記録にて作成のうえ電磁的措置を行ったときを含みます。）をもって、需給契約が成立いたします。
- (2) 当社は、電気事業法第 2 条の 13 に基づく供給条件の説明に係る書面の交付および同法第 2 条の 14 に基づく書面の交付については、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子メールにより提供することができるものといたします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、需給契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡することはできないものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、需給契約および需給契約に基づく取引に関する情報を、需給契約に定める権利の行使および義務の履行以外の目的で、第三者に開示してはならないものとします。ただし、政府機関等からの法的根拠に基づく開示要請により当該情報をお客さままたは当社が政府機関等へ開示する場合は、この限りではありません。

1 3 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また、お客さまは、需給契約に連帯保証人を立てた場合、当該連帯保証人（以下「連帯保証人」といいます。）にも、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証させるものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）。
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」といいます。）に該当する罪を犯した者。
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとし、お客さまは連帯保証人にも自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わせないことを確約します。
 - ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の

信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

- ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - ④ その他前各号に準ずる行為。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前2項に違反したときは、解約の15日前までに解約日の明示をして通知を行うことにより、需給契約を解約することができるものとし、これにより被解除者に損害が生じた場合にも、解除当事者はなんらの責任も負担しないものとします。

Ⅲ. 契約種別および料金

1.4 契約種別

契約種別は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表4（契約カテゴリおよび契約種別）の契約カテゴリごとに定める契約種別の中から当社が定めます。但し、当社の供給開始前にお客さまが当該エリアにおいて当社が定める契約種別とは異なる契約種別を選択されていた場合には、お客さまと当社が協議し決定の上、需給契約書に必要となる事項を記載いたします。

1.5 業務用高压電力

(1) 対象となるお客さま

高压で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、お客さまに特別な事情がある場合、または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力（業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別な事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について旧一般電気事業者の電気供給約款（従量電灯）を適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について旧一般電気事業者の電気供給約款（低圧電力）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は供給区域ごとに料金表に定めるとおりといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい特別な事情がある場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需

要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、増加された日を含む1月の契約電力は、当該増加された日以降の期間の最大需要電力の値といたします。

- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (p) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

1.6 業務用特別高圧電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（業務用特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧および周波数は供給区域ごとに料金表に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

イ

契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ

業務用特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

- イ 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- ロ 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。

1.7 産業用高压電力

(1) 契約電力が500キロワット以上の場合

- イ 対象となるお客さま
高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（産業用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、産業用自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力（産業用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、産業用自家発補給電力の契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は供給区域ごとに料金表に定めるとおりといたします。
- ハ 契約電力
 - (イ) 契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。
 - (ロ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
 - (ハ) 契約電力が500キロワット未満の産業用高压電力として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)ニによって定めます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
 - (ロ) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。
- (2) 契約電力が500キロワット未満の場合
- イ 対象となるお客さま
高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（産業用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、産業用自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものを対象といたします。
 - (イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される

等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

- (ロ) 使用する付帯電灯について旧一般電気事業者の電気供給約款(従量電灯)を適用した場合の契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について旧一般電気事業者の電気供給約款(低圧電力)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。
 - ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は供給区域ごとに料金表に定めるとおりといたします。
 - ハ 契約負荷設備および契約受電設備
契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
 - ニ 契約電力
 - (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
 - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回る時は、増加された日を含む1月の契約電力は、当該増加された日以降の期間の最大需要電力の値といたします。
 - c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一種類の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合)といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
 - (ロ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
 - ホ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27(力率割引および割増し)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。
 - (イ) 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
 - (ロ) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。
 - ヘ その他
最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、(1)を適用いたします。
- (3) その他
発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

1 8 産業用特別高圧電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（産業用特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、産業用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧および周波数は供給区域ごとに料金表に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 産業用特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の産業用特別高圧自家発補給電力の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から産業用特別高圧自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の産業用特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(5) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

1 9 臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるもの。

(2) 契約電力

契約電力は、料金表のとおりといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金および電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(4) その他

- イ 一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用高压電力または産業用高压電力に準ずるものといたします。

20 特別高压臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

- イ 特別高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として2,000キロワット以上であるもの。
- ロ 特別高压で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

- イ 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- ロ 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(3) その他

- イ 一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高压臨時電力の対象といたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用特別高压電力または産業用特別高压電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 対象となるお客さま

高压で電気の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものを対象といたします。

(2) 契約電力

契約電力は、料金表のとおりといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

- イ 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- ロ 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(4) その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用高压電力に準ずるものとしたします。

2.2 特別高压農事用電力

(1) 対象となるお客さま

特別高压で電気の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、2,000 キロワット以上であるものを対象といたします。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(3) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用特別高压電力に準ずるものとしたします。

2.3 自家発補給電力

(1) 業務用自家発補給電力

イ 対象となるお客さま

業務用高压電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渾水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはお客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ) によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値。なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。
 - ニ 業務用自家発補給電力の使用
 - (イ) お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
 - (ロ) 業務用高圧電力と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で、業務用高圧電力の契約電力が 15（業務用高圧電力）(4) イによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは、(イ) にかかわらず、業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
 - ホ 業務用高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力
業務用高圧電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。
 - (イ) 業務用高圧電力の契約電力を 15（業務用高圧電力）(4) イによって定めるお客さまの場合で、その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用高圧電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその 1 月の最大需要電力とみなします。
 - (ロ) 業務用高圧電力の契約電力を 15（業務用高圧電力）(4) ロによって定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。
 - ヘ 業務用高圧電力と同一計量される場合の使用電力量
 - (イ) 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
 - a 時間帯別に料金を定める契約種別のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
 - (a) 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における業務用高圧電力の各時間帯別の平均電力
 - (b) 業務用自家発補給電力の使用の前 3 月間における業務用高圧電力の各時間帯別の平均電力
 - (c) 業務用自家発補給電力の使用の前 3 日間における業務用高圧電力の各時間帯別の平均電力
 - b a 以外のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
 - (a) 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における業務用高圧電力の平均電力
 - (b) 業務用自家発補給電力の使用の前 3 月間における業務用高圧電力の平均電力
 - (c) 業務用自家発補給電力の使用の前 3 日間における業務用高圧電力の平均電力
 - (ロ) 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。
 - (ハ) 使用電力量の区分
業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
 - ト その他
 - (イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その 1 月前までに当社に通知していただきます。
 - (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
 - (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用高圧電力に準ずるものといたします。
- (2) 産業用自家発補給電力

- イ 対象となるお客さま
産業用高圧電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渾水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。
- ロ 契約電力
契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値または負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
- ハ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。
- (イ) 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。
- ニ 産業用自家発補給電力の使用
- (イ) お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (ロ) 産業用高圧電力と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で、産業用高圧電力の契約電力が17（産業用高圧電力）(1)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が高圧季節別時間帯別電力または高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
- ホ 産業用高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力
産業用高圧電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
- (イ) 産業用高圧電力の契約電力を17（産業用高圧電力）(1)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が産業用高圧電力の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、産業用高圧電力と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ロ) 産業用高圧電力の契約電力を17（産業用高圧電力）(2)ニによって定めるお客さまの場合で、産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- ヘ 産業用高圧電力と同一計量される場合の使用電力量
- (イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- a 時間帯別に料金を定める契約種別のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における産業用高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (b) 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における産業用高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (c) 産業用自家発補給電力の使用の前3日間における産業用高圧電力の各時間帯別の平均電力
- b a以外のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における産業用高圧電力の平均電力

- (b) 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における産業用高圧電力の平均電力
- (c) 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における産業用高圧電力の平均電力
- (p) 産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。
- (h) 使用電力量の区分
産業用自家発補給電力の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- ト その他
 - (i) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。
 - (p) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
 - (h) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用高圧電力に準ずるものといたします。

2.4 特別高圧自家発補給電力

(1) 業務用特別高圧自家発補給電力

イ 対象となるお客さま

業務用特別高圧電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

ロ 契約電力

- (i) 契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値またはお客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。
- (p) (i)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - a 予備発電設備が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値。なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。
 - b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

- (i) 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- (p) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ニ 業務用特別高圧自家発補給電力の使用

- (i) お客さまが業務用特別高圧自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (p) 業務用特別高圧電力と業務用特別高圧自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の30分最

- 大需要電力計の値が業務用特別高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、業務用特別高圧自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
- ホ 業務用特別高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力
 業務用特別高圧電力と同一計量される場合で、業務用特別高圧自家発補給電力を使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用特別高圧電力の契約電力と業務用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
- (イ) 超過の原因が業務用特別高圧自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、業務用特別高圧電力と業務用特別高圧自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- ヘ 業務用特別高圧電力と同一計量される場合の使用電力量
- (イ) 使用電力量は、業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- a 時間帯別に料金を定める契約種別のお客さまの場合
 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用特別高圧自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前月または前年同月における業務用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (b) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前3月間における業務用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (c) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前3日間における業務用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- b a以外のお客さまの場合
 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用特別高圧自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前月または前年同月における業務用特別高圧電力の平均電力
- (b) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前3月間における業務用特別高圧電力の平均電力
- (c) 業務用特別高圧自家発補給電力の使用の前3日間における業務用特別高圧電力の平均電力
- (ロ) 業務用特別高圧自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用特別高圧自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用特別高圧自家発補給電力の使用電力量といたします。
- (ハ) 使用電力量の区分
 業務用特別高圧自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用特別高圧自家発補給電力の最大需要電力に業務用特別高圧自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- ト その他
- (イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。
- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用特別高圧電力に準ずるものといたします。
- (2) 産業用特別高圧自家発補給電力
- イ 対象となるお客さま
 産業用特別高圧電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故(停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生

- じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。
- ロ 契約電力
契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値または負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
- ハ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、27（力率割引および割増し）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。
- (イ) 基本料金
基本料金は、料金表のとおりといたします。
- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、料金表のとおりといたします。
- ニ 産業用特別高圧自家発補給電力の使用
- (イ) お客さまが産業用特別高圧自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (ロ) 産業用特別高圧電力と産業用特別高圧自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が産業用特別高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、産業用特別高圧自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
- ホ 産業用特別高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力
産業用特別高圧電力と同一計量される場合で、産業用特別高圧自家発補給電力を使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が産業用特別高圧電力の契約電力と産業用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
- (イ) 超過の原因が産業用特別高圧自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、産業用特別高圧電力と産業用特別高圧自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- ヘ 産業用特別高圧電力と同一計量される場合の使用電力量
- (イ) 使用電力量は、産業用特別高圧自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に産業用特別高圧自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- a 時間帯別に料金を定める契約種別のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用特別高圧自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前月または前年同月における産業用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (b) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前3月間における産業用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- (c) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前3日間における産業用特別高圧電力の各時間帯別の平均電力
- b a以外のお客さまの場合
基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用特別高圧自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- (a) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前月または前年同月における産業用特別高圧電力の平均電力
- (b) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前3月間における産業用特別高圧電力の平均電力
- (c) 産業用特別高圧自家発補給電力の使用の前3日間における産業用特別高圧電力の平均電力
- (ロ) 産業用特別高圧自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用特別高圧自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用特別高圧自家発補給電力の供給

時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用特別高圧自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

産業用特別高圧自家発補給電力の使用電力量は、原則として産業用特別高圧自家発補給電力の最大需要電力に産業用特別高圧自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用特別高圧電力に準ずるものといたします。

2.5 予備電力

(1) 対象となるお客さま

業務用高圧電力または産業用高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値または常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用高圧電力または産業用高圧電力に準ずるものといたします。

2.6 特別高圧予備電力

(1) 対象となるお客さま

業務用特別高圧電力または産業用特別高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異な

った電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、当社との需給契約成立直前の既設定値または常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額、燃料費調整単価および燃料費調整の方法は、料金表に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用特別高圧電力または産業用特別高圧電力に準ずるものといたします。

2.7 力率割引および割増し

(1) 力率は、託送供給等約款（接続送電サービス）と同様に、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 2（平均力率の算定）によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

イ 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(2) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

2.8 料金修正の協議

お客さままたは当社に次の不利益や事情変更が生じた場合には、需給契約に定められた料金を適当な水準に修正するため、当社と協議していただきます。なお、協議が不調のままに推移した場合は、需給契約は協議開始日から 2 月を経過した時をもって終了するものとし、すみやかにお客さまは他の電気事業者へ電気供給を申し込み、当社はその手続に必要な協力を行なうものとします。この契約終了には、55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める臨時電力または特別高圧臨時電力の料金の適用を行ないません。

(1) 旧一般電気事業者が基本料金もしくは電力量料金を改定しお客さまが旧一般電気事業者から電気の供給を受けるよりも料金が割高になる場合であって、お客さままたは当社が協議を申し出たとき。

(2) 当社の電気供給事業の環境変化（お客さまと当社の需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、取引所の卸電力価格高騰等をいいます。）により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回る場合であって、当社が協議を申し出たとき。

(3) お客さまの電気使用状況が需給契約成立時の計画から乖離したとき（計画がない場合には、契約時点の過去 1 年間の使用実績を計画と見なすことがあります。）お客さまが需給契約の締結に先立って当社に提出したお客さまの電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去 1 年間の電気需要実績を電気需要予測と見なすものとする。）とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出たとき。

- (4) 燃料費調整の変更等の電力量料金の変更が円滑に行われない事情がある場合において、当社が協議を申し出たとき。

IV. 料金の算定および支払い

2 9 料金の適用開始の時期

料金は、需給契約書に定められた需給開始の日から適用いたします。ただし、供給準備着手前にお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除きます。

3 0 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

3 1 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

3 2 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量等の計量は、託送供給等約款（計量）にしたがい、一般送配電事業者の設置する計量器により、接続供給電力量をもって使用電力量とし、最大需要電力の計量は、30分単位で計量されます。なお、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、託送供給等約款（電力および電力量の算定）および一般送配電事業者の指示に基づき、一般送配電事業者と当社またはお客さまとの協議等の方法によって定めることとし、その値をもって使用電力量、最大需要電力といたします。
- (2) 当社は一般送配電事業者から、託送供給等約款（計量）にしたがい各月ごとにお客さまの使用電力量、最大需要電力などの計量結果の通知を受けた後、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

3 3 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、特約種別、契約負荷設備、契約電力、力率、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 31（料金の算定期間）の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 電力量料金を算定する際に実施される燃料費調整において、燃料費調整額には上限を設定いたしません。また、電力量料金が電力の市場単価に連動し、当該市場単価に基づき算定される取組における電力量料金の算定において、電力量料金の額には上限を設定いたしません。

3 4 日割計算

- (1) 当社は、33（料金の算定）(1) イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表3（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3（日割計算の基本算式）(1) ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3（日割計算の基本算式）(1) ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 33（料金の算定）(1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、33（料金の算定）(1) ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
 - イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表3（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

3 5 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 検針日といたします。ただし、特別の事情がある場合により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、計量器の故障などによって使用電力量または最大需用電力を正しく計量できなかった場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 36（料金その他の支払方法）(5) の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日

降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- ニ 農事用電力または特別高圧農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。
 - (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
 - (3) 支払期日は、需給契約書の定めのとおりといたします。
 - (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下、本(4)において「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を前日に短縮いたします。また、短縮した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日短縮いたします。
 - (5) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(3)および(4)にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、(6)、(7)および(8)によるものといたします。
 - イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合
 - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合
 - (6) お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金(支払期日を経過していない料金に限ります。)がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった日といたします。
 - (7) お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は(3)および(4)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は(3)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
 - イ (5)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合
 - ロ (5)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合
 - ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
 - (8) (5)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(7)にかかわらず、お客さまが(5)イまたはロに該当しなかったものとみなします。
- ### 3.6 料金その他の支払方法
- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、次のとおり、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社または金融機関等が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社または金融機関等が指定した様式によっていただきます。
 - (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
 - (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - (4) 料金並びに需給契約およびこの需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)は、他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)を含め、当社が指定する順序で支払っていただきます。
 - (5) 料金については、当社は、当社に特別な事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
 - (6) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
 - (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要と認めるときには、あらかじめ

前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電力および特別高圧臨時電力並びに農事用電力および特別高圧農事用電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、これは使用に先だって支払っていただきます。なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

3.7 延滞利息

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times ((\text{消費税率} + \text{地方消費税率}) \times 100 \div (1 + (\text{消費税率} + \text{地方消費税率})) \times 100)$$

ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

3.8 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金に利息を付しません。

V. 使用および供給

3 9 適正契約の保持

- (1) 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合で、その月を含む 1 年以内に使用される電気が契約電力を超過することが明らかなときは、当社は契約電力を再設定いたします。この場合、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

4 0 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 予備契約料金表の予備電力の適用を受け、当該契約電力が常時供給分の契約電力の値と異なるお客さまの契約超過金は、(1) および (2) に準ずるものといたします。

4 1 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款（力率の保持）にしたがい、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 託送供給等約款（力率の保持）にしたがい、お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとにその容量に応じたものを取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (3) 一般送配電事業者は、託送供給等約款（力率の保持）に基づき、一般送配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。

4 2 需要場所への立入りによる業務の実施

一般送配電事業者は、託送供給等約款（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に基づいて、電気需給契約または託送供給契約に関連する業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

4 3 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給等約款（託送供給等にもなう協力） / （託送供給等にもなう技術要件等）にしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準ずるものとし、法令で定める技術基準および一般送配電事業者が定める技術要件（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。また、この場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱により、当該発電設備について、アンシラリーサービス料を申し受けます。
- (3) (2) にかかわらず、当社が別途定める供給区域において、お客さまが希望し当社がこれを承諾する場

合、当社が一般送配電事業者との間で当該お客さまにかかるアンシラリーサービスの契約を締結することにより、当該お客さまは一般送配電事業者の定めるアンシラリーサービスの適用を受けることができるものとします。この場合、お客さまと当社は当社の定める覚書をあらかじめ締結するものとし、当社がお客さまから申し受ける料金その他の条件については、当該覚書の定めによるものとします。なお、アンシラリーサービスについて、お客さまは、技術基準、当該一般送配電事業者のアンシラリーサービスの要綱（発電設備系統連系サービス要綱）に定めるお客さまにかかる事項について、当該要綱および当該一般送配電事業者の指示に従っていただきます。また、アンシラリーサービスは、一般送配電事業者が当該要綱に基づいてその責任において提供するサービスであって、当該サービスに起因または関連してお客さまが損害を受けた場合、当該損害について当社は賠償の責めを負わないものとします。

4.4 供給の停止および解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または需給契約を解約することがあります。なお、次のいずれかにより需給契約が解約された場合には、55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める臨時電力または特別高圧臨時電力の料金の適用を行いません。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - ニ お客さまが、54（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための措置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止または解約の15日前までに予告いたします。また、次のいずれかにより需給契約が解約された場合には、55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める臨時電力または特別高圧臨時電力の料金の適用を行いません。
 - イ お客さまが、料金、需給契約およびこの需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）の支払債務を履行しない場合。
 - ロ お客さまが、前イのほか需給契約およびこの需給約款に違反した場合。
 - ハ お客さまが、強制執行、保全処分、滞納処分となった場合。
 - ニ お客さまが、破産申立、特別清算申立、民事再生申立、会社更生申立となった場合。
 - ホ お客さまが、手形・小切手の不渡りを発生させた場合。
 - ヘ お客さまが、休廃業し、または、事業の継続が困難と認められる場合。
 - ト お客さまが、需給契約に基づく取引以外の当社との間の取引の一つについてでも期限の利益を失効し、またはその約定に違反した場合。
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または解約することがあります。なお、次のいずれかにより需給契約が解約された場合には、55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める臨時電力または特別高圧臨時電力の料金の適用を行いません。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に発電設備を一般送配電事業者の供給設備に連系された場合
 - ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ニ 農事用電力または特別高圧農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 産業用高圧電力の場合、臨時電力、農事用電力もしくは産業用自家発補給電力で産業用高圧電力に準ずる場合または予備電力で産業用高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。産業用特別高圧電力の場合、特別高圧臨時電力、特別高圧農事用電力もしくは産業用特別高圧自家発補給電力で産業用特別高圧電力に準ずる場合または特別高圧予備電力で産業用特別高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ヘ 農事用電力または特別高圧農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ト 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - チ 一般送配電事業者の供給設備に連系された発電設備の更新について申込みをされない場合

- リ 42 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ヌ 43 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- ル お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が 39 (適正契約の保持) によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。
- (4) お客さまがその他この需給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または需給契約を解約することがあります。なお、これにより需給契約が解約された場合には、55 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう料金および工事費の精算) に定める臨時電力または特別高圧臨時電力の料金の適用を行いません。
- (5) (1) から (4) によって電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- 4 5 供給停止の解除
- 44 (供給の停止および解約) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にとまなない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときであっても、当社は電気の供給を再開せず、他の小売電気事業者からの供給に変更していただくことがあります。
- 4 6 供給停止期間中の料金
- 44 (供給の停止および解約) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 34 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。
- 4 7 違約金
- (1) お客さまが 44 (供給の停止および解約) (3) ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。お客さまが 44 (供給の停止および解約) (3) トまたはチに該当し、そのためにアンシラリーサービス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。
- 4 8 供給の中止または使用の制限もしくは中止
- 一般送配電事業者は、託送供給等約款 (託送供給等の停止) にしたがって、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合、当社はお客さまに対して料金の割引等を行いません。
- 4 9 意図的に削除
- 5 0 損害賠償の免責
- (1) 48 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 44 (供給の停止および解約) によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 5 1 設備の賠償
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、託送供給等約款 (設備の賠償) にしたがって一般送配電事業者に賠償していただきます。この損害賠償を一般送配電事業者が当社に請求しお客さまに代わって賠償した場合には、お客さまは当社に対して同額を直ちに賠償していただきます。また、お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI. 契約の変更および終了

5 2 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

5 3 名義の変更

お客さまが電気需給契約の地位譲渡を希望する場合や合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で協議が整ったときは、当社所定の手続きにより需給契約は存続いたします。協議不調の場合には、54（需給契約の廃止）により契約の廃止を行なっていただきます。

5 4 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止を希望される 2 月前までに、その廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社および一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の通信設備等および一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置をそれぞれ行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (2) 需給契約は、44（供給の停止および解約）および次の場合を除き、期間満了の日（(1) の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。ただし、当社の判断により、廃止期日を廃止通知日以降として廃止再通知をしていただくことがあります。

ロ 当社または一般送配電事業者の責めとしない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

5 5 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さま（臨時電力および特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。なお、工事費とは、一般送配電事業者が託送供給等約款（供給地点への供給設備の工事費負担金） / （供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）にしたがって実施し、託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）にしたがって当社がお客さまに代わって一般送配電事業者を支払う額をいいます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力（特別高圧のお客さまの場合は特別高圧臨時電力とします。以下、本 55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）において同様とします。）を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたこととともない新たに一般送配電事業者が施設した供給設備について、工事費（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、その供給設備のうち 1 年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ロ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたこととともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、工事費（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、その供給設備のうち 1 年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

- ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合
- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
- (ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、工事費（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）を申し受けます。
- ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合
- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
- (ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、工事費（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）を申し受けます。
- (2) 15（業務用高圧電力）(4) ロまたは 17（産業用高圧電力）(2) ニによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または 15（業務用高圧電力）(4) ロ (イ) c または 17（産業用高圧電力）(2) ニ (イ) c により契約電力を減少しようとされる場合は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15（業務用高圧電力）(4) ロ (イ) c または 17（産業用高圧電力）(2) ニ (イ) c により契約電力を減少しようとされる日といたします。
- (3) 当社は (1) のお客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで契約種別を変更しようとし、かつ、これにともない契約電力を減少しようとされない場合で、契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに一般送配電事業者が施設した供給設備について、一般送配電事業者の算定する工事費（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）を申し受けます。
- 5.6 需給契約消滅後の債権債務関係
需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 供給方法および工事

5 7 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、託送供給等約款（受電地点、供給地点および施設）にしたがい、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) お客さまのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) 供給設備の施設工事を要する場合は、一般送配電事業者の実施する工事に影響を及ぼす用地事情等により供給開始までに長時間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社を通じて照会していただき、当社を通じて一般送配電事業者に対して工事の申込みをしていただきます。

5 8 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、託送供給等約款（計量器等の取付け）にしたがい、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合、または変成器の2次配線等で特に多額の費用を要する場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。この場合、当社が一般送配電事業者の費用を支払い次第、お客さまは当社に対して同額を直ちに支払っていただきます。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社または一般送配電事業者は無償で使用できるものといたします。
- (3) 当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社または一般送配電事業者は無償で使用できるものとします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社が託送供給等約款に基づいて、お客さまに代わって一般送配電事業者を支払う金額と同額を当社の支払前に（やむをえない場合には支払い後直ちに）申し受けます。

5 9 通信設備等の施設

- (1) 当社または一般送配電事業者が給電指令上必要な通信設備等を施設する場合には、その施設場所についてはお客さまから無償で提供していただきます。また、お客さまの希望によって通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社または一般送配電事業者は、実費相当額をお客さまから申し受けます。
- (2) 当社または一般送配電事業者が電流制限器等を設置する場合には、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社または一般送配電事業者は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

VIII. 工事費の負担

6 0 一般供給設備の工事費負担金

お客さまが供給設備の工事を要するときは、当社は、託送供給等約款（供給地点への供給設備の工事費負担金） / （一般供給設備の工事費負担金）、（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき当社がお客さまに代わって一般送配電事業者に支払う工事費負担金と同額を申し受けます。

6 1 工事費負担金の申受けおよび精算

当社は、託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）に基づき当社がお客さまに代わって一般送配電事業者に支払う工事費負担金と同額を当社の支払前に（やむをえない場合には支払い後ただちに）申し受けます。

6 2 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、61（工事費負担金の申受けおよび精算）に準じます。

6 3 工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が一般送配電事業者と工事費負担金契約書を締結する前に、お客さまと当社の間で締結する工事費負担金精算覚書を作成いたします。

IX. 保安

6 4 保安の責任

- (1) 一般送配電事業者は、託送供給等約款（保安の責任）にしたがい、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。
- (2) 一般送配電事業者の供給設備に不具合が発生し、お客さまへの電気の供給が停止した場合、当社は一般送配電事業者より当該供給停止に関する文書を入手するようつとめるものとし、文書を入手できた場合、当該文書を需要者に対して提供するものといたします。ただし、一般送配電事業者よりお客さまに直接に当該文書を交付する旨回答のあった場合または現実に交付された場合はこの限りではありません。

6 5 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、託送供給等約款（保安等に対する発電者および需要者の協力） / （保安等に対する発電者および需要者の協力等）にしたがい、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において保安上とくに必要があると一般送配電事業者が判断したときには、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。
- (3) 託送供給等約款（調査）にしたがい、一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。また、託送供給等約款（調査に対する需要者の協力）にしたがい、お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。

附則

- 1 この需給約款の実施期日
この需給約款は、2024年10月1日から実施いたします。
- 2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い
託送供給等約款附則（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にしたがい、使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器に計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、予備電力または特別高圧予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 平均力率の算定

平均力率は、託送供給等約款別表2（平均力率の算定）にしたがい、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

平均力率（パーセント）＝有効電力量／ $\sqrt{\text{（有効電力量の2乗＋無効電力量の2乗）}}$ ×100

3 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

1月の該当料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数）

ただし、33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数／検針期間の日数 は、日割計算対象日数／暦日数といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用高圧電力、業務用特別高圧電力、

産業用高圧電力、産業用特別高圧電力、臨時電力、特別高圧臨時電力、農事用電力および特別高圧農事用電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
 - (イ) 33（料金の算定）(1) イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 33（料金の算定）(1) ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

4 契約カテゴリおよび契約種別

(1) 契約カテゴリは、次に定めるとおりといたします。

業務用高圧電力、業務用特別高圧電力、産業用高圧電力、産業用特別高圧電力、臨時電力、特別高圧臨時電力、農事用電力、特別高圧農事用電力、自家発補給電力（業務用自家発補給電力/産業用自家発補給電力）、特別高圧自家発補給電力（業務用特別高圧自家発補給電力/産業用特別高圧自家発補給電力）、予備電力、特別高圧予備電力

(2) 一般送配電事業者の供給区域ごとに、契約カテゴリごとに定める契約種別は、以下のとおりといたします。

	東北電力株式会社 供給区域	東京電力パワーグリッド 株式会社 供給区域	中部電力株式会社 供給区域	関西電力株式会社 供給区域	中国電力株式会社 供給区域	九州電力株式会社 供給区域	北陸電力株式会社 供給区域
--	------------------	--------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

契約カテゴリ	業務用高圧電力						
契約種別	業務用電力 業務用季節別時間帯別電力 業務用ウィークエンド電力	業務用電力 業務用季節別時間帯別電力 業務用休日高負荷電力	高圧業務用 FR プラン A 高圧業務用 FR プラン B 高圧業務用 FR プラン C 高圧業務用 FR プラン_1 高圧業務用電力 TOU 高圧業務用電力 TOU 2 高圧業務用電力 TOU_1 高圧業務用 WE プラン A 高圧業務用 WE プラン B 高圧業務用 WE プラン C 高圧業務用 WE プラン_1	高圧電力 AL 高圧電力 AL-TOU 高圧電力 AL-WE 高圧電力 AS 高圧電力 AS-TOU 高圧電力 AS-WE	業務用電力 業務用 TOU 業務用ウィークエンド 業務用高負荷率電力 業務用高負荷率 TOU	業務用電力 A 業務用電力 A-I 業務用季特別電力 A 業務用季特別電力 A-I 業務用休日エコノミー電力 A 業務用休日エコノミー電力 A-I	業務用電力 業務用季節別時間帯別電力 業務用季節別曜日別電力

契約カテゴリ	業務用特別高圧電力						
契約種別	特別高圧電力 A 特別高圧季節別時間帯別電力 A	特別高圧電力 A 特別高圧季節別時間帯別電力 A	特別高圧業務用電力第 1 種プラン A 特別高圧業務用電力第 1 種プラン B 特別高圧業務用電力第 1 種プラン C 特別高圧業務用電力第 2 種プラン A 特別高圧業務用電力第 2 種プラン B 特別高圧業務用電力第 2 種プラン C	特別高圧電力 A 特別高圧電力 A-TOU 特別高圧電力 A-WE	特別高圧電力 A 特別高圧 TOUA	特別高圧業務用電力 A 特別高圧業務用季特別電力 A 特別高圧業務用休日エコノミー電力 A	業務用特別高圧電力 業務用特別高圧季節別時間帯別電力

契約カテゴリ	産業用高圧電力							
契約種別	高圧電力 高圧季節別時間帯別電力 高圧ウィークエンド電力 高圧電力 S 高圧季節別時間帯別電力 S 高圧ウィークエンド電力 S	高圧電力 高圧季節別時間帯別電力 高圧休日高負荷電力 高圧電力 A 高圧季節別時間帯別電力 A 高圧休日高負荷電力 A	高圧電力第 1 種プラン A 高圧電力第 1 種プラン B 高圧電力第 2 種プラン A 高圧電力第 2 種プラン B 高圧電力第 1 種プラン L 高圧電力第 1 種プラン H 高圧電力第 1 種プラン_1 高圧電力第 2 種プラン L 高圧電力第 2 種プラン H 高圧電力第 2 種プラン_1	高圧電力 BL 高圧電力 BL-TOU 高圧電力 BL-WE 高圧電力 BS 高圧電力 BS-TOU 高圧電力 BS-WE 高圧電力 BS (F) 高圧電力 BS (F) -TOU 高圧電力 BS (F) -WE	高圧電力 B 高圧 TOUB 高圧電力 A 高圧 TOUA	産業用電力 A 産業用電力 A-I 産業用季節別電力 A 産業用季節別電力 A-I	高圧電力 A 高圧電力 B 季節別時間帯別電力 A 季節別時間帯別電力 B	

契約カテゴリ	産業用特別高圧電力							
契約種別	特別高圧電力 B 特別高圧季節別時間帯別電力 B	特別高圧電力 B 特別高圧季節別時間帯別電力 B	特別高圧電力第 1 種プラン A 特別高圧電力第 1 種プラン B 特別高圧電力第 2 種プラン A 特別高圧電力第 2 種プラン B	特別高圧電力 B 特別高圧電力 B-TOU 特別高圧電力 B-WE	特別高圧電力 B 特別高圧 TOUB	特別高圧産業用電力 A 特別高圧産業用季節別電力 A	特別高圧電力 特別高圧季節別時間帯別電力	

契約カテゴリ	臨時電力							
契約種別	臨時電力 A 臨時電力 B	臨時電力	臨時電力	高圧臨時電力 AL 高圧臨時電力 BL 高圧臨時電力 AS 高圧臨時電力 BS 高圧臨時電力 BS (F)	臨時電力	臨時電力 業務用臨時電力 I 産業用臨時電力 I	臨時電力	

契約カテゴリ	特別高圧臨時電力							
契約種別	臨時電力 A 臨時電力 B	特別高圧臨時電力	臨時電力	特別高圧臨時電力 A 特別高圧臨時電力 B	臨時電力	臨時電力	臨時特別高圧電力	

契約カテゴリ	農事用電力							
契約種別		農事用電力						

契約カテゴリ	特別高圧農事用電力							
契約種別		特別高圧農事用電力						

契約カテゴリ	自家発補給電力（業務用自家発補給電力）						
契約種別	自家発補給電力 A	自家発補給電力 A	業務用自家発補給電力	高圧自家発補給電力 AL 高圧自家発補給電力 AS	自家発補給電力 A	業務用自家発補給電力 業務用自家発補給電力 I	自家発補給電力 A

契約カテゴリ	自家発補給電力（産業用自家発補給電力）						
契約種別	自家発補給電力 B	自家発補給電力 B	自家発補給電力	高圧自家発補給電力 BL 高圧自家発補給電力 BS 高圧自家発補給電力 BS (F)	自家発補給電力 B	産業用自家発補給電力 産業用自家発補給電力 I	自家発補給電力 B

契約カテゴリ	特別高圧自家発補給電力（業務用特別高圧自家発補給電力）						
契約種別	自家発補給電力 A	特別高圧自家発補給電力 A	業務用自家発補給電力	特別高圧自家発補給電力 A	自家発補給電力 A	特別高圧業務用自家発補給電力	業務用特別高圧自家発補給電力

契約カテゴリ	特別高圧自家発補給電力（産業用特別高圧自家発補給電力）						
契約種別	自家発補給電力 B	特別高圧自家発補給電力 B	自家発補給電力	特別高圧自家発補給電力 B	自家発補給電力 B	特別高圧産業用自家発補給電力	特別高圧自家発補給電力

契約カテゴリ	予備電力						
契約種別	予備電力 A 予備電力 B	予備電力	予備電力	高圧予備電力 AL 高圧予備電力 BL 高圧予備電力 AS 高圧予備電力 BS 高圧予備電力 BS (F)	予備電力	予備電力	予備電力

契約カテゴリ	特別高圧予備電力						
	予備電力 A 予備電力 B	特別高圧予備電力	予備電力	特別高圧予備電力	予備電力	特別高圧予備電力	予備特別高圧電力